平成２９年（フ）第２１号
島根県出雲市小山町574番地８　第６吾郷ビル665
債務者　高橋　敏子
1　決定年月日時　平成29年５月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月18日午後１時45分
松江地方裁判所出雲支部

平成２９年（フ）第２４号
島根県出雲市小山町462番地７　小山県営住宅４―446
債務者　髙山　恵美
1　決定年月日時　平成29年５月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月18日午前11時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２９年（フ）第１５９６号
大阪市淀川区十八条３丁目９番２号　グレイスフルＵＹ　202号
債務者　竹下　育男
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８１９号
大阪府豊中市新千里東町２丁目７番Ｃ20―512号
債務者　田所　健志
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９１４号
大阪市住吉区苅田１丁目12番14―405号
債務者　北田亜紗美（旧姓大平）
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２００３号
大阪市淀川区野中南２丁目８番17―307号
債務者　吉中　リカ
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１１５号
大阪市旭区森小路１丁目３番25号　シャトー青山403号室
債務者　平川　　誠
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

平成２８年（フ）第７０号
埼玉県戸田市上戸田１丁目20番15号谷島ビル203号
破産者　株式会社ケー・エフ・シー特販
1　決定年月日　平成29年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２２７０号
神奈川県横浜市港北区新横浜２丁目５番14号７階
破産者　株式会社ＳＦコーポレーション
1　決定年月日　平成29年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７６号
秋田県横手市横手町字下飛瀬240番地
破産者　村岡ボイラ工業株式会社
1　決定年月日　平成29年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第１９７号
石川県かほく市横山タ112番地２
破産者　株式会社マルエー機工
1　決定年月日　平成29年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３２号
北海道小樽市石山町19番13号
破産者　吉田　吉範
1　決定年月日　平成29年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７６２号
名古屋市緑区南陵603番地
破産者　株式会社伊東建設
1　決定年月日　平成29年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７０２号
大阪府吹田市青山台２丁目１番15号
破産者　株式会社ハルヒサ
1　決定年月日　平成29年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２２号
兵庫県芦屋市岩園町１番７号
破産者　株式会社ＡＢＲＤ商事（旧商号株式会社アビーロード）
1　決定年月日　平成29年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５号
鹿児島県鹿児島市明和４丁目13番７号
破産者　有限会社もりたや
1　決定年月日　平成29年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３４号
青森県むつ市港町20番３号
破産者　株式会社むつレミコン
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所民事部破産係